

2025年3月31日

(株)ライフスタイルイノベーション

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、策定した行動計画を次のように変更（計画期間延長）する。

計画期間： 2022年4月1日～2026年2月28日（11カ月延長）

※変更前： 2022年4月1日～2025年3月31日（3年間）

目標1：産前産後休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険免除など制度の周知や情報提供を行なう

<対策>

- 常時閲覧できる制度に関するパンフレットの周知を行う。
- 制度利用者に対する内容説明及び情報の提供を行う。

目標2：出産や育児により退職した者について、再雇用しやすい制度の整備を目指す

<対策>

- 再雇用に関する制度のニーズや問題点の抽出を検討する。
- 出産や育児などにより、退職した従業員の再雇用に関する制度整備、拡充を行う。

目標3：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続的に実施する

<対策>

- 所定外労働の現状把握に努め、実態に合わせた改善を行う。
- ノー残業デーの実施。